

## 意見書

平成23年9月15日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課御中

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

電話番号

電子メールアドレス

## 意見

本件規則改正案第2条の3の趣旨は、届出事項を公にすることにより、公衆に対し、法第16条に基づく総務大臣の監督権限の行使を促す機会を与える点にあると思われます。このため、この公表は、業務が実際に開始される前に、ある程度の余裕期間を置いてなされる必要があると思ひます。したがって、本件規則改正案第2条の3中「受理した場合は、」の下に「当該受理の翌日までに、」を加えるべきだと思ひます。